

東大阪市・地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所による産業振興にかかる包括連携協定書

(目的)

第1条 東大阪市と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下、「産技研」という。）は、双方が実施する中小企業支援において、産業の振興及び地域社会の更なる発展に貢献することを目的として、本包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

(連携項目)

第2条 本協定に基づく主な連携項目は、次のとおりとする。

- 1 東大阪市立産業技術支援センターの実施する企業支援事業に関すること。
- 2 産業振興に係る人材育成に関すること。
- 3 産学官連携の推進及び産業振興に関する研究・技術情報等の情報交流。
- 4 その他双方が必要と認める産業振興に関する支援。

(連絡調整)

第3条 前条各号に掲げる連携項目に関する取り組みについては、東大阪市及び産技研でそれぞれ担当部署を定め、連絡調整を密に行うものとする。

(事業の実施)

第4条 本協定に基づく具体的な事業の策定及び実施等については、その都度双方合意の事項を覚書等による確認書面とした上で、双方協力のものと実施することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の期間は、締結の日から効力を生ずるものとし、双方いずれから協定終了に関する申し入れがない場合は、平成27年度（平成28年3月31日）までは自動的に継続するものとする。

(雑則)

第6条 本協定に定めのない事項若しくは、本協定の実施に関して重大な事項は、双方協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、双方各1通を保有する。

平成25年2月13日

住所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

氏名 東大阪市

東大阪市長

野口 善和

住所 和泉市あゆみ野二丁目7番1号

氏名 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

理事長

古寺 雅晴